

中小企業退職金共済法施行規則の一部を 改正する省令案要綱について（諮問）



厚生労働省発基0213第3号

平成27年2月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

一 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、必要があると認めるときは、中小企業者に対し、退職金共済契約申込書に記載された事項を証する書類の提出を求めることができるものとする。

二 機構は、中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第四十七条の規定により掛金負担軽減措置が取り消された共済契約者に対しては、当該取消の日から起算して一年を経過するまでの間は、掛金月額増加の申込みの促進のための掛金の減額をしないことができるものとする。

三 機構は、必要があると認めるときは、共済契約者に対し、被共済者が退職した旨の届書に記載された事項を証する書類の提出を求めることができるものとする。

四 機構は、必要があると認めるときは、共済契約者に対し、退職金共済手帳交付申請書に記載された事

項を証する書類の提出を求めることができるものとする。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うものとする。

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案の概要

改正の趣旨

中小企業退職金共済制度に係る契約申込時・退職届提出時等の手続における審査体制の強化等を行うこととするもの。

改正内容

(1) 審査体制の強化

- ① 一般の中小企業退職金共済制度における契約申込時
（独）勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、事業主から一般の中小企業退職金共済制度の契約の申込みを受けた場合において、必要に応じ、事業主に対してその申込書の内容を証明する書類の提出を求めることができるようにすること。
- ② 一般の中小企業退職金共済制度における退職届提出時
一般の中小企業退職金共済制度における退職金の請求手続においては、事業主が、従業員の退職時に届書を提出しなければならないこととされているが、機構は、必要に応じ、事業主に対してその届書の内容を証明する書類の提出を求めることができるようにすること。
- ③ 特定業種退職金共済制度における共済手帳請求時
機構は、事業主から特定業種退職金共済制度に係る共済手帳の請求を受けた場合において、必要に応じ、事業主に対してその申請書の内容を証明する書類の提出を求めることができるようにすること。

(2) 掛金負担軽減措置の制限

機構は、掛金負担軽減措置を取り消された事業主に対して、取消しの日から1年間、掛金月額が増加に対する掛金負担軽減措置（※）の対象としないことができるようにすること。

※掛金月額が増加に対する掛金負担軽減措置：

掛金月額が増加を行った事業主の納付する掛金について、最大1年間、その増加分の3分の1の金額を掛金から減額。

施行期日

施行日：公布日